

JR東海労
大二運分会

交差点

No. 403
2014年4月13日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

前田さん第1回口頭弁論「意見陳述」

意見陳述その3

次に、管理者の誤った「注意・指導」について明らかにします。まず一点目は、平成23年3月7日、新大阪引き上げ線で入518Aに添乗した大阪第二運輸所の桜田助役が、私に「引き上げ線は特殊な運転整備です。防護無線テストをやりなさい。やらないのは貴方だけだ」と、間違った注意・指導をした事象がありました。その後、自所に帰着し間違いに気付いた桜田助役は、乗務員詰所で、顔面蒼白になりながら直立不動の姿勢で「防護無線テストはやらなくて良いです。私の誤りでした。申し訳ございませんでした」と訂正し謝罪しました。

二点目は、平成25年12月15日、1839A運転整備時、大阪第一運輸所の運転士が『運転士基本動作集』通りに緊急ブレーキをリセット後に前部標識確認を行ったにもかかわらず、添乗していた大阪第一運輸所の杉本助役が、「緊急ブレーキのリセットの時機は、前部標識確認後である」と、間違った注意・指導した事象がありました。その後、2ヶ月も経った平成26年2月21日、当該運転士に杉本助役が、「12月15日の注意・指導は間違いでした」と、謝罪なしの説明がありました。

三点目は、平成26年2月4日、定例運転士訓練で規定類の訂正確認が行われました。その際、大阪第二運輸所の中嶋助役は、私だけの確認を行い、他の運転士の確認は行いませんでした。中嶋助役は、私が労働審判の手続きの中で唯一明らかにした管理者であるので報復も考えられます。如何なる組織でも、如何なる場所でも差別はあってはなりません。中嶋助役からは未だに謝罪がありません。

会社は、苦情処理会議等で「管理者の報告には絶対間違いはない」又、労働審判の答弁書でも「管理者によって指導に差が出るものではない」と主張しています。しかし、管理者といえども人間であり間違い・ミスもあり得ます。そもそも、指導に誤りがあるのに、正確な報告等ができるはずがありません。

最後に、会社が夏期手当の減額した未払い金の支払いと併せて、多くの人命と財産を預かり安全・安定輸送の完遂を社会的使命とする公共交通機関の企業として、前記目的を達成するためにも、現場において減額理由のすべてを説明し、丁寧に指導することを切望し、意見陳述とします。何卒、真意を受け止めていただき公平・公正な判決を求めます。少々長い意見陳述となりました。重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上

前田さんに続き、4月15日13時10分～大阪地裁808号法廷にて竹本さんの第1回口頭弁論が行われます！